

## ホームページ掲載内容の一部誤りのお詫びと訂正について

令和2年9月

ホームページに掲載いたしました「共通要領」の別紙である併給調整表（令和2年4月1日現在から令和2年8月25日現在まで）の一部に誤りがございましたので、ここに訂正お詫び申し上げます。

### ●特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）とトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）の併給について

誤）障害者トライアル雇用との併用可能。トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の一部（第2期支給対象期分）を受給することが可能。

正）障害者トライアル雇用を終了した事業主が、引き続き継続して雇用する労働者として当該者を雇用した場合は、支給可。